

内子町おためし滞在宿泊費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町への移住希望者の訪問機会の創出及び一定期間の滞在による本町の魅力や実態把握等の促進を図りよりよい移住につなげるため、その現地活動に要する宿泊費の一部に対し、予算の範囲内で内子町おためし滞在宿泊費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、内子町補助金交付要綱（平成17年内子町告示第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 愛媛県外（日本国内に限る。）に居住し、本町への移住を希望し、又は検討している者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許可を受けている施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がなされている施設をいう。
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた本町での相談・調査活動をいう。
- (4) 同行者 愛媛県外（日本国内に限る。）に居住し、移住希望者とともに現地活動を行う移住希望者の同一世帯員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住希望者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町への訪問の前日までに、町と移住に関する相談を行う者
- (2) 町内の宿泊施設で2泊以上宿泊する者
- (3) 滞在中に、内子町移住コーディネーター等との移住相談を行い、かつ、町内における住まい探し、仕事探し又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行う者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でない者
- (5) 地方公共団体等による本事業と同様の宿泊費補助金を同期間に受けていない者
- (6) 過去にこの告示に定める補助金を受けたことがない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者（前条第2号から第6号までのいずれにも該当する者に限る。）1人が町内の宿泊施設において宿泊に要した経費とする。

- 2 前項の対象経費は、原則宿泊料のみとする。ただし、食事付きの料金で宿泊料と食事代が不可分一体となっている場合は、標準的な1泊2食付きの宿泊料（朝食のみの場合を含む。）を対象経費とし、追加の料理及び附帯施設の利用料金等は含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1人当たり1泊4,000円を上限に、同一年度中につき6泊を限度とする。ただし、対象経費が1人当たり1泊4,000円未満の場合は、その対象経費を補助金の額とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(現地活動計画等の確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として現地

活動の到着日から起算して14日前までに、内子町おためし滞在宿泊費補助金現地活動計画書（様式第1号。以下「現地活動計画書」という。）に申請者及び同行者の居住地を証する書類を添えて、町長に提出し、確認を受けるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、現地活動の終了日から起算して30日を経過する日又は現地活動の終了日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、内子町おためし滞在宿泊費補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 前条の規定による確認を受けた現地活動計画書
- （2） 宿泊施設に宿泊した領収書等の写し
- （3） 滞在中の活動報告書（現地活動の様子が分かる写真を添付すること。）
- （4） その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付額を決定し、内子町おためし滞在宿泊費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

2 町長は、審査の結果、補助金の交付が不適当であると認めるときは、その旨を内子町おためし滞在宿泊費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に対し、内子町おためし滞在宿泊費補助金返還命令書（様式第5号）により、補助金の返還を命ずることができる。

（報告及び実地調査）

第11条 町長は、必要があると認めるときは、申請者及び同行者に報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月13日から施行する。

（宛先）内子町長

内子町おためし滞在宿泊費補助金現地活動計画書

1 現地活動を行う者の情報

ふりがな		申請者との	本人	生年月日 (年齢)	年 月 日 () 歳	職業	
氏 名		続柄					
現住所	〒					出身都道府県	
電 話 番 号	(※平日の日中に連絡が取れる番号)						
メールアドレス							

2 同行者がいる場合（居住地を証する書類の住所が「1 現地活動を行う者の情報」と異なる場合、計画書及び請求書をそれぞれ申請者として提出してください。）

ふりがな		申請者との		生年月日 (年齢)	年 月 日 () 歳	職業	
氏 名		続柄					

3 現地活動の目的等

該当するものに☑してください。（複数可）	☐ 仕事探し	☐ 住まい探し	☐ 移住に関する相談・面談
現地活動の目的・内容、訪問予定地等	【目的・内容、訪問予定地等】		
	【内子町での旅程等】		
	到着日	年 月 日	宿泊施設名 宿泊費（予定）
	活動日	年 月 日	宿泊施設名 宿泊費（予定）
	活動日	年 月 日	宿泊施設名 宿泊費（予定）
	活動日	年 月 日	宿泊施設名 宿泊費（予定）
	活動日	年 月 日	宿泊施設名 宿泊費（予定）
	活動日	年 月 日	宿泊施設名 宿泊費（予定）
終了日	年 月 日		

※ 提出後に旅程や宿泊施設等の変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

※ 本計画書の内容や相談内容等の情報を、必要に応じて関係する人に共有させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 訪問相手について、訪問時に名刺等をもらうなどして活動報告書に記載できるようにしておいてください。

※ 補助対象となる宿泊施設は、内子町内のホテル・旅館等の旅館業法に基づく許可を受けている施設又は住宅宿泊事業法に基づく届出がなされた民宿等です。

※ 宿泊施設から取得する領収書には、必ず、次のことを記載してもらってください。

- ・領収金額、宿泊した年月日や泊数
- ・宿泊施設の名称、申請者の宛名、ただし書(宿泊費)

4 添付書類

申請者及び同行者の居住地を証する書類	マイナンバーカード、運転免許証又は住民票等の写し
--------------------	--------------------------

5 確認（内子町使用覧）

上記の内容について、移住相談、説明等を行ったことを確認します。 所属長・職・氏名 _____ 印
--

（宛先）内子町長

申請者

住所

氏名

内子町おためし滞在宿泊費補助金交付申請書兼請求書

内子町おためし滞在宿泊費補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請し、交付決定となったときは、請求します。

1 補助金交付申請額 円

2 現地活動を行った者の情報

ふりがな		申請者との	本人	生年月日	年 月 日	職業	
氏 名		続柄		(年齢)	() 歳		
ふりがな		申請者との		生年月日	年 月 日	職業	
氏 名		続柄		(年齢)	() 歳		

3 補助金交付申請額の算定基礎

【現地活動の期間】到着日： 年 月 日 ～ 終了日： 年 月 日

【補助対象経費】内子町内での宿泊に要した経費

宿泊実績	1日目宿泊日	宿泊施設名：					
	月 日()	宿 泊 費：	本人		同行者		
	2日目宿泊日	宿泊施設名：					
	月 日()	宿 泊 費：	本人		同行者		
	3日目宿泊日	宿泊施設名：					
	月 日()	宿 泊 費：	本人		同行者		
	4日目宿泊日	宿泊施設名：					
	月 日()	宿 泊 費：	本人		同行者		
	5日目宿泊日	宿泊施設名：					
	月 日()	宿 泊 費：	本人		同行者		
【補助額】 1人1泊当たり 4,000円まで	宿 泊 費 合 計	本人		円	同行者	円	
	補 助 額 合 計	本人		円	同行者	円	
※ 補助対象となる宿泊施設は、内子町内のホテル・旅館等の旅館業法に基づく許可を受けている施設又は住宅宿泊事業法により届出がなされた民宿等です。							
※ 宿泊施設から取得する領収書には、必ず、次のことを記載してもらってください。							
・領収金額、宿泊した年月日や泊数							
・宿泊施設の名称、申請者の宛名、ただし書(宿泊費)							

4 添付書類

- (1) 確認を受けた現地活動計画書
- (2) 補助の対象となる宿泊施設の領収書等の写し（宛名、利用日、ただし書が記入されたもの）
- (3) 滞在中の活動報告書（移住相談や現地活動の様子が分かること。写真を添付すること。）※様式自由
- (4) 振込口座預金通帳の写し（金融機関名、口座番号、名義等、振込先が分かるもの）

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

内子町長

内子町おためし滞在宿泊費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町おためし滞在宿泊費補助金について、
下記のとおり決定したので、内子町おためし滞在宿泊費補助金交付要綱第8条第1項の規定
により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 _____ 円

2. 補助条件

内子町補助金交付要綱及び内子町おためし滞在宿泊費補助金交付要綱に従うこと。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

内子町長

内子町おためし滞在宿泊費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町おためし滞在宿泊費補助金について、
内子町おためし滞在宿泊費補助金交付要綱第8条第2項の規定により交付しないことと決定
したので、通知します。

【交付しない理由】

--

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

内子町長

内子町おためし滞在宿泊費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した内子町おためし滞在宿泊費補助金
について、内子町おためし滞在宿泊費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返
還を命じます。

記

1 返還金額	金 円
2 返還に係る理由	内子町おためし滞在宿泊費補助金交付要綱 第9条第 号に該当
3 返還期限	年 月 日
4 振込先	